



島根県報

令和3年6月25日（金）

号外第69号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（2件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 4

告 示**島根県告示第444号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	跡市川平停車場線	江津市川平町平田口583番1地先から同番地先まで	前	メートル 3.10～ 4.00	メートル 20.20	浜田県土整備事務所	災害復旧工事 拡幅
			後	メートル 10.10～ 16.00	メートル 20.20		

島根県告示第445号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	掛合大東線	雲南市木次町寺領899番地先から同町宇谷120番1地先まで	前	メートル 7.67～ 26.40	メートル 975.51	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	10.47～ 37.15	975.51		
〃	大東東出雲線	雲南市大東町小河内777番1地先から同276番3地先まで	前	11.00～ 55.16	80.00		道路改良工事 減幅 仮設道撤去
			後	11.00～ 27.08	80.00		

島根県告示第446号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	草野横田線	安来市広瀬町東比田2537番1地先から同2545番4地先まで	メートル 125.00	令和3年 6月25日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	